

『外国投資家と、外国投資家が出資する事業体に対する優遇措置について（製造業に関する関税免除措置を含む）』

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査時点 2010 年 2 月 10 日

サウジアラビア（以下「サウジ」という）政府は、近年、多くの規制改革を通じてサウジにおける経済活動の活性化に努めている。その一環として、サウジでは、外国投資家によるサウジへの投資を促進するために、課税軽減措置、不動産の購入、低廉な使用料での工業団地の利用、特定の産業プロジェクトへの融資、本国への利益の送金などを含む、外国投資家と、外国投資家が出資する事業体に対する多くの優遇措置が設けられている。外国投資家と外国投資家が出資する事業体に対する主な優遇措置の概要は以下のとおりである。

1. 各事業体に対する所得税の課税と税制優遇措置

(1) 比較的低率の所得税の課税

所得税法第 2 条に該当する各事業体は、同法第 7 条 A に規定する 20% の比較的低率の所得税課税がなされている（ただし、天然ガスの投資分野に従事している者は 30%、石油と炭化水素資源の生産事業に従事している者は 85%）。

(2) 税制優遇措置

2009 年 7 月に、サウジ政府は、開発が進んでいない特定地域（less-developed regions）（ハイル、北部国境、ナジュラーン、ジザーン、バーハおよびジョウフ）への投資を促進するため、これらの地域に投資する各事業体に対して、工業プロジェクトの開始から 10 年間の税制優遇措置を実施することとした。具体的には、各事業体は、同一の年度における支払税額がある場合、当該支払税額からサウジ人の従業員に関連して当該事業体が各年度中に負担する以下の費用の合計額に相当する金額を控除することができる。

- ・ サウジ人の従業員への職業訓練に要する年間費用の 50%
- ・ サウジ人の従業員に支払われる年間給与の 50%

さらに、以下の条件を満たす工業プロジェクトに対して、資本金の15%に相当する税額控除が付与される。

- ・ 対象プロジェクトに投資される資本金が 100 万サウジ・リヤル（以下「SR」という）以上であること。
- ・ サウジ人の従業員数が5人以上であること
- ・ サウジ人は技術職または上級管理職として雇用されること。
- ・ サウジ人の従業員または訓練員の雇用期間が 1 年以上であること。
- ・ サウジ人の従業員または訓練員が対象プロジェクトの所在地の居住者であること。
- ・ 職業訓練を実施する者（サウジ人であるか、外国人であるかを問わない）が、保健省（Ministry of Health）などの所管官庁による許可を受けていること。

2. 損失の繰越控除が可能

損失の繰越控除については、所得税法第 21 条と所得税法施行規則第 11 条に規定されている。法令上、損失の繰越控除が認められる事業体の形態は特定されていないが、外資 100%またはサウジ資本との合弁による株式会社（Joint Stock Company ; JSC）、有限責任会社（Limited Liability Company ; LLC）および株式合資会社（Stock Commandite Company）ならびに外国企業の支店については、損失の繰越控除が認められている（詳細は、日本貿易振興機構（ジェトロ）のウェブサイト『[サウジアラビアにおける損失の繰越控除について](#)』参照）。

3. 製品の製造のために資本財や原材料を輸入する場合の関税の免除

内国産業保護奨励法とその他の法令に基づき、外国投資家が出資する各事業体を実施するプロジェクトが製造業である場合には、当該事業体は製造業を行う純サウジ資本の内国企業に付与されているのと同様の優遇措置を受けることができる。内国産業保護奨励法には、当該優遇措置の内容として関税の免除措置が規定されている。

各事業体に関税の免除措置を受けるための条件には、以下のものが含まれる。

- ・ 当該各事業体の外国投資ライセンスの対象投資活動が「製造業」であ

ること。

- ・ 関税免除の対象となる製造業プロジェクトに適用されるサウジの法令等が順守されていること。
- ・ 商工業省（Ministry of Commerce and Industry ; MoCI）が、当該製造業プロジェクトに関して順守されるべきものとして設定する条件がある場合には、当該条件が順守されており、かつ、商工業省の代表者による当該製造業プロジェクト施設の検査等の機会が確保されていること。
- ・ 関税免除の対象となる資本財と原材料等の輸入品は、当該製造業プロジェクトの実施のために輸入されるものであって、転売目的で輸入されるものではないこと（この点に関する各事業体による確約書の提出が求められる）。

なお、商工業省は、関税の免除申請の対象となる輸入品と同種の物品をサウジ国内で入手することができるかと認められる場合は、このような物品に関する関税免除措置の申請を却下することがあり得る点に留意が必要である。

4. 事業に関連する不動産の購入が可能

非サウジアラビア投資家の不動産所有及び不動産投資に関する法律（以下「非サウジ不動産所有法」という）により、サウジ以外の国籍を有する個人（以下「非サウジ人」という）または非サウジ人が持分の全部もしくは一部を保有している企業（以下非サウジ人と合わせて「非サウジ投資家」という）は、以下のいずれかの利用目的のためであれば、サウジで不動産を購入することが認められている。

- ・ 専門的、技術的、または経済的事業活動を実施するための利用。
- ・ サウジアラビア総合投資院（Saudi Arabian General Investment Authority ; SAGIA）の外国投資ライセンスを取得したプロジェクトに従事する従業員の個人住宅用不動産としての利用。
- ・ 適法な滞在許可証（イカーマ（Iqama））を有する個人の居住のための利用。

非サウジ投資家が不動産を購入しようとする場合、内務省（Ministry of Interior）の認可を得なければならない。なお、非サウジ投資家は、メッカとマディーナにおいて不動産を購入することを禁じられている（不動産

の売買または所有、不動産事業に関する詳細は、ジェトロのウェブサイト『[外国投資家によるサウジアラビアの不動産売買について](#)』参照）。

5. 工業団地における低廉な土地使用料

外国投資家が出資する事業体は、サウジアラビア工業用地公団（Saudi Industrial Property Authority ; MODON、以下「工業用地公団」という）が管轄する工業団地内の土地やジュベイル・ヤンブー王立委員会（Royal Commission for Jubail and Yanbu ; RCJY）が管轄するジュベイルとヤンブーにおける工業団地内の土地などを使用することができる。ここでは、工業用地公団が開発、運営および管理等（以下「開発等」という）をする工業団地内の土地の使用について紹介する。

(1) 工業用地公団

工業用地公団は、サウジで 2001 年にサウジ工業団地・技術地区公社（Saudi Organization for Industrial Estates and Technology Zones ; SOIETZ）として設立され、その後、工業用地公団に名称変更がなされた政府機関であり、サウジにおける工業団地などの開発等を行うことをその主たる目的としている。

(2) 土地使用料

工業用地公団のウェブサイトによると、同公団が開発等する工業団地内の土地使用料は、維持運営費等も含めて 1 平方メートル当たり、年間 1SR から 2SR とされている（土地の割当て 1 回当たり 4SR から 50SR の割当料も別途かかる）。民間の土地などと比べて低額な賃料で借り受けることができるため、外国投資家が出資する事業体にとってもその利用価値は高いといえる。

(3) 工業団地内の土地の使用申請

外国投資家が出資する事業体が、工業用地公団が開発等する工業団地内の土地の使用を希望する場合、当該事業体は工業用地公団に対して、当該土地の使用に関する申請を行う。当該申請が認められた場合（申請の前提として、外国投資ライセンスと商業登記を取得していることが必要である）、当該事業体は工業団地内の土地の使用に関する

賃貸借契約を工業用地公団と締結する。申請手続の概要は以下のとおりである。

- ア 申請者は定型フォームに必要事項を記入し、工業用地公団に提出する（オンラインで提出可能）。
- イ 工業用地公団は申請書類の受領後 2 週間以内に、申請が正しく行われているか精査し、申請の審査と許可を行う委員会に送付する。
- ウ 委員会での審査後、委員会は審査結果を電子メールで申請者に通知し、申請が許可された場合は賃貸借許可書を発行する。
- エ 賃貸借許可書の受領から 1 週間以内に、申請者は所定の費用を工業用地公団に支払い、また、工業用地公団が認可する技術コンサルタント（consulting firm）の作成した工場の図面を 4 カ月以内に同公団に提出する。
- オ 工業用地公団は申請者から受領した図面を検討し所定の条件を満たしていることを確認した後、確認書を発行し、賃貸借契約書を作成して申請者に送付する。

6. 製造業に対するサウジ工業開発基金による無利子融資

サウジ工業開発基金（Saudi Industrial Development Fund ; SIDF、以下「工業開発基金」という）は、サウジの工業化を達成するための中核的な役割を担っており、サウジの製造業を営む事業体への融資、ならびに技術、経営管理、財政およびマーケティング面におけるアドバイスを行っている。工業開発基金による融資制度は、以下の融資を行うことによってサウジの民間事業部門の発展をサポートすることを目的とするものである。

- ・ サウジで新設された事業体に対する無利子での中長期融資。
- ・ サウジにおける既存の事業体が、事業の拡張や設備の刷新を行うための無利子での中長期融資。

外国投資ライセンスを取得した事業体は、外国投資法施行規則第 5 条第 8 項に基づき、工業開発基金の定める規則に従い融資を受けることができる。同基金による融資に関するポイントは以下のとおりである。

- ・ 融資期間は、プロジェクトのキャッシュフロー予測の調査結果に基づき、かつ、最長融資期間が 15 年であることを考慮した上で決定される。

- ・ 無利子融資の申請者は、4億SRまたはプロジェクト費用の50%のいずれか低い方の金額を上限として、当該無利子融資の提供を受けることができる。工業開発基金は融資額を6億SRまで引き上げることができるが、上場株式会社が、プロジェクト主体の少なくとも20%以上の持分を保有していることが必要である。
- ・ 工業開発基金による無利子融資を利用するためには、工業開発基金が融資の利用申請に関する審査と申請内容の評価を行うための費用として、工業開発基金所定の金額の支払が必要となる。また、融資対象のプロジェクトに関する管理費用の支払も必要となる。
- ・ 工業開発基金は、所定の要件を満たしている限り、製造業に関する外国投資ライセンスを取得し、かつ、商業登記を行った事業体に対しては、当該事業体が外資100%の事業体である場合であっても、無利子融資を行うものとされている。
- ・ 融資申請に当たっては、申請者はプロジェクトの収益性の根拠を示すため、工業開発基金が定めるガイドラインに従い、当該プロジェクトに関するフィジビリティ・スタディー（FS）の結果を提出する必要がある。

工業開発基金の融資要件や融資申請についての詳細な情報は、【関連URL】に掲載した[工業開発基金のウェブサイト](#)を参照。

7. 公的プロジェクトに対する公的投資基金からの融資

公的投資基金（Public Investment Fund ; PIF）の役割は、サウジ経済の発展にとって戦略的に重要な商業的生産プロジェクトに対して信用供与を行うことである。公的投資基金は、当該プロジェクトが政府や政府系金融機関に属するか、公的企業に属するかを問わず、また、当該プロジェクトが、上記政府・政府系金融機関・公的企業において単独で引き受けられたのか民間企業との間で共同して引き受けられたのかを問わず、このような信用供与を行う。公的投資基金による信用供与は、通常は融資または保証の方法により行われるが、公的投資基金の理事会（Board of Directors）における決定に従い、特定のプロジェクトに対して公的資金を分配する方法により行われることもある。

8. 各事業体がサウジ人を訓練または雇用する場合に受給可能なサウジアラビア人材開発基金による助成

民間部門におけるサウジ人の職業訓練の支援とサウジ人の雇用を促進するため、サウジアラビア人材開発基金（Human Resources Development Fund ; HRDF）は、各事業体に対して助成金を付与している（助成内容や助成を受けるための申請条件等の詳細は、ジェトロのウェブサイト『[サウジアラビア人材開発基金の助成金制度について（助成金受取の条件、申請手続方法、問い合わせ先、等）](#)』参照）。

9. 各事業体の事業収益の海外送金が自由

各事業体において発生した事業収益については、自由に送金することができる（有限責任会社の海外送金についての詳細は、ジェトロのウェブサイト『[有限責任会社（LLC）における損益の配分、利益の海外送金について](#)』参照）。

10. サウジで生産された製品に対する、政府調達における優遇措置

政府入札及び政府調達法第 5 条により、政府調達と政府入札では、サウジの国内で生産された製品（以下「国内製品」という）は、外国で生産された同種の製品（以下「外国製品」という）に比して優遇される。ただし、国内製品の価格が、外国製品の価格に比して相当高額である（およそ 10%以上）場合は、政府調達等でも、外国製品が選択されることがある。

【関連法規・制度】

[外国投資法](#)

[サウジ工業団地・技術地区公社を組織するための執行規則](#)

[所得税法](#)

[非サウジアラビア投資家の不動産所有及び不動産投資に関する法律](#)

【関連 URL】

Human Resources Development Fund ; HRDF（サウジアラビア人材開発基金）

<http://www.hrdf.org.sa/hrdfnewsite/>

Public Investment Fund ; PIF（公共投資基金）

http://www.mof.gov.sa/en/docs/ests/sub_invbox.htm

Royal Commission for Jubail and Yanbu ; RCJY（ジュベイル・ヤンブー王立

委員会)

<http://www.rcjy.gov.sa/portal/default.asp>

Saudi Arabian General Investment Authority ; SAGIA (サウジアラビア総合投資院)

<http://sagia.gov.sa/>

Saudi Industrial Development Fund ; SIDF (サウジ工業開発基金)

<http://www.sidf.gov.sa/english/index.htm>

Saudi Industrial Property Authority ; MODON (サウジ工業用地公団)

<http://www.modon.gov.sa/English/Pages/default.aspx>

※本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです（法令等のアラビア語版による原典は参照しておりません。本資料に含まれる情報は仮訳の部分を含みます）。本資料は、2010年2月10日までに収集した情報のみに基づいております。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法的意見・見解・助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。